

2019年度 労働者派遣事業の実績情報

～「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第23条第5項に基づく情報公開～

対象期間：2019年4月1日～2020年3月31日

許可番号	派13-302827	許可年月日	平成19年 6月 1日
事業所の名称	株式会社ニッケン鋼業		
事業所の所在地	東京都千代田区外神田4丁目14-1 秋葉原UDX 13F		

(1) 派遣労働者の数(1日平均)

- 1) 日雇派遣労働者 0人
- 2) 日雇派遣労働者以外の労働者
- ① 常時雇用される労働者 57人
- ② 常時雇用される労働者以外の労働者 0人

(2) 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

9事業所

(3) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

19,344円

(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))

(4) 派遣労働者の賃金の額の平均額

14,029円

(1日当たりの賃金額(8時間労働として計算))

(5) マージン率

$$\frac{(\text{労働者派遣の平均料金}) - (\text{派遣労働者の平均賃金})}{(\text{労働者派遣の平均料金})}$$

27.5%

(6) 教育訓練に関する事項

1) 派遣労働者等教育訓練実績

教育訓練の種類	実施人員(人)	方法		実施期間(時間)	派遣労働者の費用負担の有無
		OJT (賃金支給の状況)	Off-JT		
遵守事項、災害事例	42	有給	○ 無給	13.0	有(無)
安全作業標準教育	58	有給	○ 無給	23.0	有(無)
メンタルヘルス、衛生講話	21	有給	○ 無給	19.0	有(無)
4Sに関する事項	8	有給	○ 無給	6.0	有(無)
防災に関する事項	40	有給	○ 無給	56.0	有(無)

以上

許可番号

派 13 - 302827

許可年月日

平成 19年 6月 1日

労働者派遣事業許可証

氏名又は名称 株式会社ニッケン鋼業

住所 東京都千代田区外神田四丁目14番1号

事業所の名称 株式会社ニッケン鋼業

事業所の所在地 東京都千代田区外神田4丁目14番1号 秋葉原UD
X13階

有効期間 令和 2年 6月 1日から

令和 7年 5月31日まで

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第5条第1項の許可を受けて労働者派遣事業を行う者であることを証明する。

令和 2年 6月 1日

厚生労働大臣

加藤勝信

